資料２－６

独占禁止法審査手続についての懇談会（第１３回）御中　　平成２６年１１月１９日

村上　政博

報告書（素案）の下記の点について、修正をお願いしたい。

１　２０頁の②「供述人が弁護士を立ち合わせない限り聴取に応じないと主張した場合には、審査担当官は、供述聴取を行おうとするならば弁護士の立会いを認めざるを得ないというのが現行法の解釈論である。審尋の場合でも、供述人のこのような対応は陳述拒否には該当しない。」について、

「供述人が弁護士を立ち合わせない限り聴取に応じないと主張した場合には、審査担当官は、取調室への強制連行、身柄拘束等の直接強制は許されないことから、供述聴取を行おうとするならば、弁護士の立会いを認めざるを得ないというのが独占禁止法４７条及び９４条の解釈となる。審尋の場合でも、供述人のこのような対応は独占禁止法９４条の陳述拒否には該当しない。」に変更。

２　34 頁の③「裁量型課徴金制度を導入し、事業者の協力・非協力の程度に応じて、当局が裁量により課徴金の賦課額に差異を設けることができる仕組みとすることが不可欠である。」について、

「裁量型課徴金制度を導入し、事業者の協力・非協力の程度に応じて、当局が裁量により課徴金の賦課額に差異を設けることができる仕組みとすることが不可欠である。また、裁量型課徴金制度の実現は緊喫の課題であることから、現行課徴金額を上限金額とする裁量型課徴金制度の早期実現を目指すべきである。」に変更。